

「限定提供データに関する指針」 の改訂ポイント

令和5年11月

経済産業省知的財産政策室

主な修正点

【Ⅱ．限定提供データについて】

5．「秘密として管理されているものを除く」について

5．「~~営業秘密として管理されているものを除く~~」について

~~「秘密として管理されている」（秘密管理性）とは、「営業秘密」（法第2条第6項）の要件である。「営業秘密」に係る規律は、事業者が秘密として管理する情報の不正利用からの保護を目的とする一方、「限定提供データ」に係る規律は、一定の条件を満たす特定の者に提供する情報の不正利用からの保護を目的とする規律である。~~

本規定の趣旨は、このような「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目し、両者の重複を避けるため、「営業秘密」を特徴づける~~「秘密として管理されているもの」~~を「限定提供データ」から除外することにある。もっとも、この趣旨は、法適用の場面において、2つの制度による保護が重複して及ばないことを意味するにすぎず、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない。

「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいう（法第2条第6項）。

なお、経済産業省では、本法の「営業秘密」の定義等について、一つの考え方を示すものとして「営業秘密管理指針」を策定（平成27年1月に全部改訂し平成31年1月に一部改訂を行っている。）しているので適宜参照されたい。

(1) 秘密管理性について

~~秘密管理性は、「営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある⁶。」とされ、当該要件が満たされるためには少なくとも保有者に秘密として管理する意思があることが必要である。限定提供データについても、ID・パスワード等による電磁的管理、提供先に対する「第三者開示禁止⁽⁴⁰⁾」の義務を課す等の措置が行われる場合がありうる。しかし、これらの措置が対価を確実に得ること等を目的とするものにとどまり、その目的が満たされる限り誰にデータが知られてもよいという方針の下で施されている場合には、これらの措置は、秘密として管理する意思に基づくものではなく、当該意思が客観的に認識できるものでもない。したがって、そのような場合には、法第2条第7項の限定提供データの定義に規定される「秘密として管理されているものを除く」の「秘密として管理されている」ものには該当しないと考えられる。~~

~~※ 限定提供データの提供に係る契約書等においては、「第三者提供禁止」等、「開示」とは異なる用語で規定されている場合もある。~~

令和5年不正競争防止法の改正により、同法第2条第7項の限定提供データの定義について、

（秘密として管理されているものを除く）



（営業秘密を除く）

と改正されたことに伴い、修正。「秘密管理性」に関する記載についても、削除。

その他、法改正に伴う引用条文の修正や、本文・図内の条番号ずれの修正など、軽微な修正を行った。